

定価(消費税別)一箇年 一六〇〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第六十二号

平成十五年  
十月十七日

金 曜 日

## 目 次

- 選挙管理委員会  
政治団体の名称等の届出……………一  
西桂町長選挙の選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………二  
不在者投票を行うことができる施設の指定……………四

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十五年十月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
長田ひさお後援会「久友会」	小林 明 男	三 井 俊 彦	中巨摩郡敷島町大下条一〇三〇	平成十五年 九月十八日	平成十五年 九月十八日
中西正次後援会	羽中田 桂 士	羽中田 勝 由	中巨摩郡敷島町中下条一八六〇一〇	平成十五年 九月十三日	平成十五年 九月十九日
内藤ひさとし後援会	浅 野 益 正	保 坂 慶 典	中巨摩郡敷島町中下条二七 九	平成十五年 九月二十三日	平成十五年 九月二十四日
笹井ひろふみ山梨県後援会	三 塚 憲 二	戸 沢 信 人	甲府市大手一 四 一 山梨県歯科医師会館内	平成十五年 九月二十四日	平成十五年 九月二十六日
小田切フミオ後援会	小田切 典 雄	小田切 文 二	中巨摩郡敷島町吉沢六八一	平成十五年 九月二十六日	平成十五年 九月二十六日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

米田建三連合後援会	大久保 幹雄	中江 克己	甲府市丸の内二九三	平成十五年 十月五日	平成十五年 十月九日
しんせい(眞清)会	藤原 泰秀	篠原 秀人	北巨摩郡明野村浅尾三四七五	平成十五年 九月二十七日	平成十五年 十月九日

区分	名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党勝沼町支部	姫野 和男	吉原 章	東山梨郡勝沼町休息一四六四	平成十五年 九月十日	平成十五年 九月十七日
旧	自由民主党山梨県傷痍軍人会	鈴木 隆治	輿石 旭	東山梨郡勝沼町菱山二二二二	平成十五年 九月十日	平成十五年 九月十七日
新	自由民主党山梨県第一選挙区支部	上田 功	三枝 鼎		平成十五年 六月十日	平成十五年 九月二十五日
旧	自由民主党山梨県第一選挙区支部	渡辺 光治	西山 幸雄		平成十五年 九月二十六日	平成十五年 九月二十九日
新	自由民主党道志村支部	中島 真人	嶋田 英夫		平成十五年 九月二十六日	平成十五年 九月二十九日
旧	自由民主党道志村支部	長田 公明	佐藤 福孝		平成十五年 九月三十日	平成十五年 十月三日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
自由党山梨県総支部連合会	渡辺 秀央	大森 哲男	甲府市幸町六一三	平成十五年 九月二十六日	平成十五年 九月三十日

山梨県選挙管理委員会告示第八十一号の二

平成十五年六月二十九日執行の西桂町長選挙の選挙の効力及び当選の効力に関する審査申立について、次のとおり裁決した。

平成十五年十月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

裁 決 書

山梨県南都留郡西桂町下暮地四八五番地四

審査申立人総代 前 田 親 保

山梨県南都留郡西桂町小沼一八六六番地

審査申立人総代 梅 原 幸 一

山梨県南都留郡西桂町小沼一三三三番地

審査申立人総代 新 田 敬 一

右審査申立人(以下「申立人」という。)から平成十五年八月二十二日付けで提起された平成十五年六月二十九日執行の西桂町長選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙の効力及び本件選挙における当選人前田勝弘（以下「本件当選人」という。）の当選の効力に関し西桂町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出を行い、町委員会は平成十五年八月一日にこれを棄却する旨の決定をした。申立人はこの決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し本件選挙を無効とする旨の裁判を求めるとともに、仮に本件選挙が有効である場合には、予備的に本件当選人の当選を無効とする旨の裁判を求めるといふものである。

#### 申立ての理由

申立人の審査申立ての理由とするところは、審査申立書及び当委員会に対し提出された証拠書類等に従って要約すれば、次のとおりである。

一 本件当選人は、公務員たる地位を利用して、公務員たる西桂町議会議長を選挙対策本部長とし、他に八名の町議会議員を籠絡して、公費負担に係る通常葉書二千五百枚にそれらの者を推薦者として連座して記載させ、西桂町全域に頒布した。西桂町議会議員十名中、実に九名が関与した事実から本件選挙は町ぐるみの違法選挙である。

二 本件当選人は本件選挙前にこれらの町議会議員らと徒党を組み、町中を戸別訪問しながら威圧的選挙運動を行った。

三 町委員会は選挙の事務を管理及び監督する職務権限を有するにも関わらず、一及び二の違法行為を黙視し、「町ぐるみ違法選挙等」の事実を一切顧みなかったことは選挙の規定に違反する。その結果、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合に該当し、本件選挙を無効とする決定に合理性がある。

四 町委員会委員である川村貞は有限会社川村電気の代表取締役社長であり、西桂町と請負関係にあることは明らかであるから、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の五第六項の規定により既に選挙管理委員としての職を失っているはずの者であり、町委員会の構成に違法がある。よって、町委員会は選挙を管理執行する資格を有さない。

五 その構成に違法がある町委員会の行った当選人決定手続き、有効得票数の算定及び当選人となり得る資格の認定の有無は違法たるを免れない。

#### 裁判の理由

当委員会は、本件審査申立てについて、その要件を審査した結果、適法なものと認めてこれを受理し、町委員会から弁明書及び関係書類の提出を受け、申立人から証拠物等の提出を受け、慎重かつ厳正に審理を行った。

#### 第一 選挙の効力について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号、以下「公選法」という。）第二百五条第一

項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならぬことも考えられないではない。」（昭和六十一年二月十八日最高裁判所判決）と解されている。こつした観点から申立人が主張する選挙の規定に違反することについて検討する。

一 まず、本件当選人が公選法第百三十六条の二の規定に違反して公務員としての地位を利用して選挙運動を行ったという主張について、それが事実であれば単に選挙運動の取締規定に違反し、公選法第二百三十九条の二第二項の規定により違法行為を行った選挙運動者の選挙運動に関する規定違反の対象となり、処罰の対象となることはあるとしても、これは町委員会や本件選挙に関する選挙執行機関が直接執行する事項ではなく選挙の管理執行に関する規定違反ではないことは明らかである。

また、町委員会の調査によると本件当選人は公選法第百四十二条及び公職選挙郵便規則（昭和二十五年郵政省令第四号）等の規定に基づき通常葉書千四百六十九通を日本郵政公社を通じて頒布したものであるが、その通常葉書の記載内容については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十条、公選法第二百二十一条等に規定する犯罪を構成する場合にはこれらの法律による処罰の対象となる場合のほか、公選法上明文の制限規定はなく、自由に記載することができるものと解されている。したがって、本件通常葉書に西桂町議会議員九名が本件当選人の推薦人として氏名を記載されていた事実を理由に西桂町内全域において選挙人の自由な判断による投票が妨げられたとする申立人の主張は到底認めることができない。

二 次に申立人が主張する本件当選人らによる戸別訪問や威圧的選挙運動についても選挙の管理執行に関する規定違反ではないことは明らかであるが、申立人が主張する西桂町内全域において選挙人の自由な判断による投票を妨げられたというような事態が生じたと判断するに足りる違法行為の規模、件数及び態様などに関する具体的な事実を証明する証拠はない。

三 以上一及び二に記載したとおり申立人が主張する本件当選人らによる選挙の取締りないし罰則規定違反の行為は、本件選挙に関する選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反するものではなく、また選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたという事実を認めるに足りる証拠もない。よって、申立人が申立て理由三において主張する町委員会がこれらの違法行為を黙視したことなどを検討するまでもなく、申立人の主張する申立て理由一及び二により本件選挙を無効とする申立人の請求には理由がないというべきである。

四 なお、申立人は町委員会委員川村貢が地方自治法第百八十条の第五第六項の規定により既にその職を失ったものであると主張するが、川村委員が地方自治法第百八十条の第五第六項に規定するとおり西桂町に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役等であるという事実を証明する証拠はなく、川村委員に関し、同委員が就任した平成十四年六月二十八日以降、西桂町選挙管理委員会において地方自治法第百八十四条第一項に規定する選挙管理委員に係る失職の決定が行われた事実はない。

したがって、町委員会の構成が地方自治法の規定に反するという申立人の主張に理由はなく、本件選挙を無効とする事由とは認められない。

第二 当選の効力について

当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」（平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決）とされている。

これによれば、申立人がその申立て理由一及び二において主張するような本件当選人らによる選挙違反行為が仮に行われていたとしても、当選無効となる違法事由のいずれにも該当しない。

また、公選法上の罰則に掲げる行為に該当するこれらの違法行為については、「仮に、所論事前選挙運動の行われた事実がありとしても、当選人が同法二百五十一条により刑に処せられる等のことのない以上、それがために当然に、当選人の当選が無効となるものではない。」（昭和三十年五月二十日最高裁判所判決）と解され、公選法第二百五十一条においてその罰則に該当する行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められていることから、こうした当選人の違反行為の有無及び罰則の該当についての認定・判断は、「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に

掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法二百五十一条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない。」（平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決）と解されている。

したがって、申立人が申立て理由一及び二において主張するような本件当選人らの選挙違反行為について、公選法上の罰則に掲げる行為に該当するか否か、町委員会がその事実を黙視し顧みなかったかどうかを判断するまでもなく、当選人決定についての違法に該当しないことは明らかである。

なお、申立人が申立て理由四及び五において主張する町委員会の構成の違法については「第一 選挙の効力について」の四に記載のとおり、申立人の主張には理由がない。

以上、第一及び第二のとおり、本件選挙における選挙の効力を無効とする主張並びに予備的な申し立てである本件当選人の当選を無効とする主張については、いずれも認めることができない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成十五年十月十七日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 石澤道夫

山梨県選挙管理委員会告示第八十一号の三

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成十五年十月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

老人ホームの名称	所在地
社会福祉法人進明福祉会 ケアハウス パンセ	中巨摩郡玉穂町成島二四四八番地二